

藤沢市みどり基金条例の一部改正について
藤沢市みどり基金条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市みどり基金条例の一部を改正する条例
藤沢市みどり基金条例（昭和60年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「取得」の次に「及び調査」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、緑地の保全のさらなる推進を図るため、基金をその費用に充てることができる事業を追加する必要による。